

第 69 回全国植樹祭 基本構想(案)



平成 25 年度第 28 回ふくしま緑の写真コンクール金賞「緑にこだまする元気な声」四家利也さん作

平成 27 年 1 月
全国植樹祭福島県準備委員会

目 次

1			
2	第1章	はじめに	
3	1	基本構想策定の趣旨	1
4	2	全国植樹祭とは	1
5	3	福島県での開催状況	2～3
6			
7	第2章	開催方針	
8	1	開催理念	4～5
9	2	テーマ	6
10	3	シンボルマーク	6
11	4	開催会場	6
12	5	開催規模	6
13	6	開催時期	6
14	7	企業協賛等	6
15			
16	第3章	式典行事	
17	1	基本的な考え方	7
18	2	式典演出	7
19	3	式典運営	7
20			
21	第4章	植樹行事	
22	1	基本的な考え方	8
23	2	お手植え・お手播き	8
24	3	記念植樹	8
25			
26	第5章	会場整備等	
27	1	基本的な考え方	9
28	2	会場整備	9
29	3	交通・宿泊等	9
30			
31	第6章	記念事業等	
32	1	基本的な考え方	10
33	2	記念事業	10
34	3	関連事業	10
35	4	広報活動	10
36			
37	第7章	運営方針等	
38	1	基本的な考え方	11
39	2	実施組織	11
40	3	開催準備スケジュール	11
41			
42	(参考資料)		12～13
43			

第1章 はじめに

1 基本構想策定の趣旨

平成30年(2018年)春、第69回全国植樹祭が福島県で開催されることが内定しました。本県での全国植樹祭の開催は、昭和45年(1970年)以来48年ぶり、2回目の開催となります。

昭和45年の全国植樹祭以降、本県では、造林事業の実施や担い手の育成・確保、森林保全の取組などにより、森林資源の充実を図るとともに、県民の参加と協力による緑化の推進に取り組んできました。

平成17年11月には、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定し、様々な恵みをもたらす森林を守り育て将来の世代に引き継ぐ取組を進めるとともに、平成18年度から森林環境税を導入し、県民一人一人が参画する新たな森林づくりを推進してきました。するなど、緑あふれる県土づくりに努めてきました。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波(以下、「東日本大震災」という。)が浜通り沿岸部を襲い、海岸防災林¹ではその6割²が流失しました。また、大津波に伴い引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が放出され、森林を取り巻く環境が大きく変化し、森林と人との関わりが薄れつつあります。

このため、本県では、林帯幅を拡げた防災機能の高い海岸防災林の整備や放射性物質の影響を受けた森林を再生するとともに県民参加による森林づくり活動に取り組んでいます。

平成30年(2018年)に開催する全国植樹祭は、東日本大震災及び原子力災害で甚大な被害を受けた本県が緑豊かなふるさとの再生を進めていく上での大きなシンボルとなるものです。

この基本構想は、復興に力強く歩む本県の姿と、国内外からいただいた御支援への感謝の気持ちを広く発信し、第69回全国植樹祭の開催が意義深いものとなるよう、開催理念、開催内容などの基本的な事項を定めるものです。

2 全国植樹祭とは

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県の共催により開催する国土緑化運動の中心的行事です。

昭和25年(1950年)に「第1回植樹行事並びに国土緑化大会(第21回大会(福島県大会)からは「全国植樹祭」が正式名称となっている)」として山梨県甲府市で開催されて以来、各都道府県において毎年春季に開催しています。

大会には、天皇・皇后両陛下の御臨席を賜るとともに、県内外から多くの参加者にお集まりいただき、式典行事や記念植樹が行われています。

¹ 海岸防災林：潮害の防備、飛砂風害の防備等の災害防止機能を有しており、農地や居住地を災害から守るなど地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている森林

² 6割：民有林保安林261haのうち155haが津波により流失した。(森林保全課資料)

3 福島県での開催状況

昭和 45 年（1970 年）の 5 月 19 日、昭和天皇・皇后両陛下のご臨席を賜り、福島県猪苗代町天鏡台において第 21 回大会を「後継者の森」の造成をテーマに開催しました。

この大会では、両陛下からアカマツのお手植えを賜るとともに、県内外からの 2 万 2 千人の参加者により、20 ヘクタールの広大な原野に約 5 万本のアカマツが植栽されました。

また、両陛下から、郡山市安積町の福島県林業試験場（現在の福島県林業研究センターの前身）において、スギ・アカマツ種子のお手播きを賜りました。

猪苗代町天鏡台会場は、その後、昭和天皇御即位 50 周年を記念して、ゆかりの深い全国植樹祭開催地を縁に囲まれた自然環境の中で県民が親しめる保健休養の場「昭和の森」として昭和 56 年度より親しまれています。

1 【昭和45年（1970年）猪苗代町天鏡台で開催された第21回大会の様様】



11 大会会場に御到着された天皇皇后両陛下



12 両陛下御臨席



20 天皇陛下によるお手植え



21 皇后陛下によるお手植え



30 一般参加植樹状況



31 陸上自衛隊音楽隊による演奏

32 【現在の猪苗代町天鏡台「昭和の森」の状況（平成25年7月）】



第2章 開催方針

1 開催理念

福島県は、全国4番目の森林面積³を有する広大な県土の70%が森林に覆われた森林県であり、県民一人一人が森林に親しみ、守り育てる心を共有しながら県内各地域で森林づくり活動を進めてきました。

しかし、東日本大震災及び原子力災害により、今なおおよそ12万人の県民⁴が避難生活を送っています。

長年、慣れ親しんできたふるさとからの避難を余儀なくされている住民の皆さんが、ふるさとへの帰還を無事成し遂げるためには、生活インフラの復旧、国や市町村が行う除染等による放射線量の低下に加え、**海岸防災林の復旧など安全・安心に結びつく森林を確実に整備していくとともに、震災前までの親しみやすい森林環境を取り戻すとともに、海岸防災林の復旧など地域の安全・安心に結びつく森林を確実に整備していく**必要があります。

このため私たち福島県民は、全国植樹祭を本県の森林再生の取組の目標とするとともに、国内外からの復興支援への感謝の気持ちを広く発信するシンボル事業として、県民が一丸となって取り組みます。

また、「森林文化のくにふくしま県民憲章」に謳われる、

森林を敬いあらゆる命を守る心

森林にふれあい、豊かに生きる心

森林の恵みに感謝し活かす心

森林を全ての県民で守り育て未来につなぐ心

を尊重し、私たちは、次世代に豊かな森林を引き継ぐため、全国植樹祭の開催を通じて県民一人一人が参画する森林づくり活動を更に推進します。

以上を踏まえた上で、下記の開催理念のもと、第69回全国植樹祭を開催し、国土緑化運動を推進します。

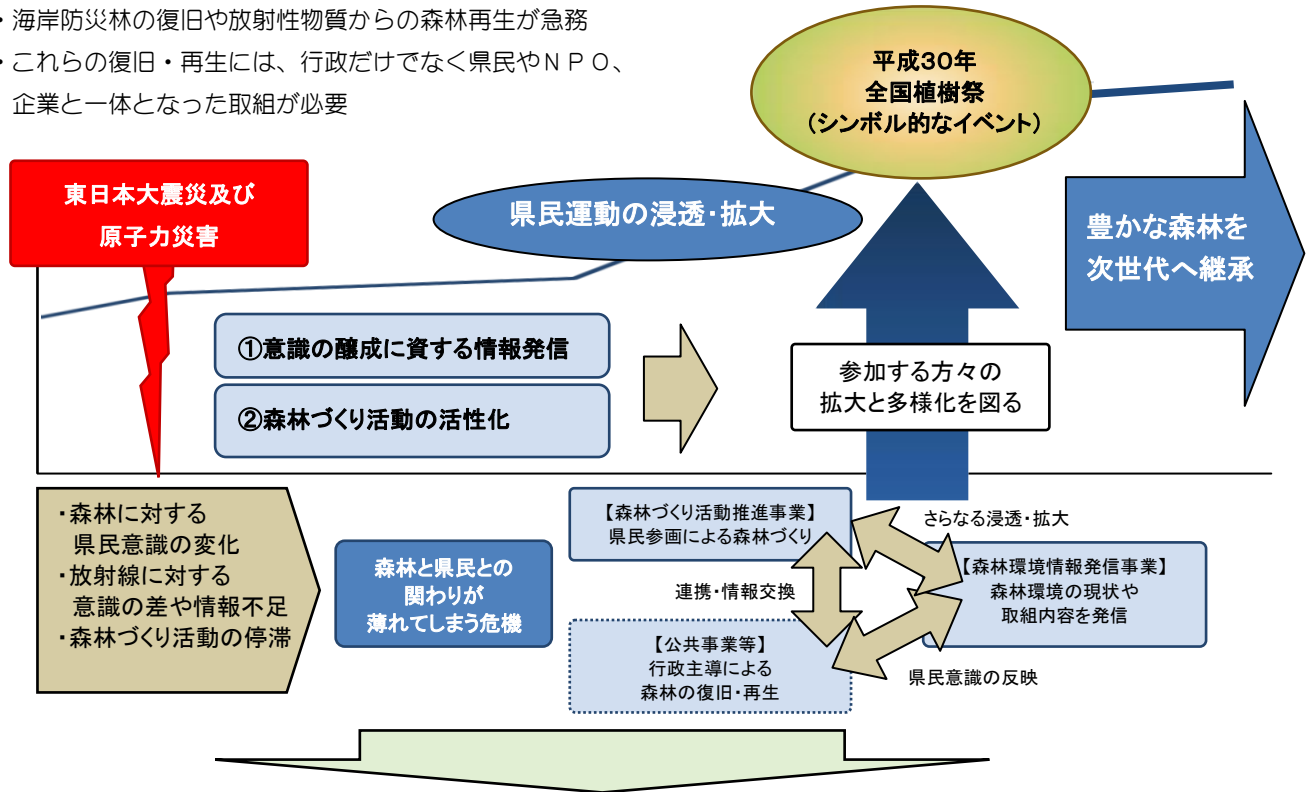
- ・ 県民参加の森林づくり活動を推進します。
- ・ 本県の復興・発展を加速する原動力とします。
- ・ 海岸防災林の復旧・再生や放射性物質の影響を受けた森林の再生を目指します。
- ・ 県内外の多くの方が参加できるようにします。
- ・ 国内外からの支援に対する感謝と復興に向かって強く歩み続ける福島の姿を広く発信します。

³ 森林面積：北海道、岩手県、長野県に次ぐ森林面積を保有し、森林面積は県土面積1,378千haの7割を占める974千ha（平成25年福島県森林・林業統計書）

⁴ 12万人の県民：平成26年10月16日現在、およそ12万人の県民が避難（県内78,016人、県外ほか46,695人、計124,711人）

本県の森林の現状を踏まえた植樹祭開催の意義

- ・東日本大震災及び原子力災害により森林環境は大きく変化
- ・海岸防災林の復旧や放射性物質からの森林再生が急務
- ・これらの復旧・再生には、行政だけでなく県民やNPO、企業と一体となった取組が必要



ふくしまの森林が県民と共に再生していく姿を広く発信



森林（もり）づくり活動の事例

1 2 テーマ

2 第 69 回全国植樹祭は復興に向けて県民が力強く歩み続ける姿と国内外からの支援への感謝の気持ちを発信できる「大会テーマ」を平成 27 年度に公募し、国土緑化推進機構と協議の上、決定します。

5 3 シンボルマーク

6 第 69 回全国植樹祭の開催気運を盛り上げるため「シンボルマーク」について、平成 27 年度に公募により選定します。

9 4 開催会場

10 (1) 式典会場

11 式典会場の候補地は、復興に向けて県民が力強く歩み続ける姿と国内外からの支援への感謝の気持ちを発信できる会場であること及び森林の再生を進めるシンボルとなり、森林づくりへの県民参加を積極的に展開できる会場であることを考慮し、南相馬市の海岸防災林とします。

15 なお、招待者をおもてなしする広場を設けます。

16 (※式典会場は国土緑化推進機構と協議の上、平成 27 年度に決定します。)

17 (2) サテライト会場

18 多くの方が植樹活動に参加し、**全国植樹祭の開催理念を共有**できるよう、サテライト会場を設け、全国植樹祭式典と同日に、参加者による植樹活動や大型スクリーンによる同時中継、アトラクション、展示、県産品の販売などを行います。

21 なお、参加者をおもてなしする広場を設けます。

22 (※具体的な箇所は平成 27 年度に策定する「基本計画」で設定します。)

23 (3) PR 会場

24 式典会場やサテライト会場参加者以外の方にも全国植樹祭の開催意義や豊かな森林を未来へ継承する取組を伝えるため、多くの方に全国植樹祭を楽しんでいただけるよう、駅周辺などの県内外の方が立ち寄りやすい場所に PR 会場を設け、地域と連携を図りながら、同時中継、展示、県産品の販売などを行います。

28 (※具体的な箇所は平成 27 年度に策定する「基本計画」で設定します。)

30 5 開催規模

31 第 69 回全国植樹祭は多くの県民が参加し、復興に向け力強く歩み続ける県民の姿を発信できる規模で、式典参加者 11,000 人程度(関連行事参加者を含め 25,000 人程度)とします。

34 6 開催時期

35 第 69 回全国植樹祭は、平成 30 年(2018 年)春季に開催します。

37 7 企業協賛等

38 第 69 回全国植樹祭の趣旨に賛同をいただける企業等から協賛を仰いで、開催内容の充実に努めるとともに、大会の気運を高めます。

第3章 式典行事

1 基本的な考え方

式典行事は、次の事項を基本として実施します。

- (1) 復興に向けて歩み続ける姿と感謝の気持ちをアピールするとともに、参加者が開催理念を共有し、心に残る内容とします。
- (2) 子どもや高齢者、障がい者など多くの方が参加できるよう配慮します。

2 式典演出

式典の構成は、プロローグ、式典、エピローグの3部構成として、詳細については「基本計画」の中で具体化します。

(1) プロローグ

県内外からの参加者を歓迎する気持ちを表現する内容とし、苗木の育成などの準備段階からの取組を含め、福島県の森林・林業・木材産業と雄大な自然や多様な文化の紹介、震災からの復興や海岸防災林の造成、森林再生の状況などを紹介します。

(2) 式典

天皇・皇后両陛下にお手植え・お手播きを賜るとともに、国土緑化功労者などの各種表彰、大会宣言、次期開催県へのリレーセレモニーなどを行います。

また、メインアトラクションは、開催理念や大会テーマをより具体的なメッセージとして表現し、全国に発信します。

(3) エピローグ

参加者を歓送する内容とし、開催理念の継承と全国に向けて森林の未来につながるメッセージを福島県から発信します。

3 式典運営

式典の運営は、次の事項を基本とし、福島県らしさを感じていただける運営を行います。

- (1) 式典運営は、招待者の安全と快適に配慮するとともに、ボランティアや緑の少年団等の協力を得ながら、福島県らしさを活かした「おもてなし」の心をもって行います。
- (2) 司会者、大会アシスタント、音楽隊などの出演者は、地元団体をはじめとする県内関係団体の積極的な協力と参加を得て編成します。

第4章 植樹行事

1 基本的な考え方

植樹行事は、招待者及び県民の参加により、次の事項を基本として実施し、将来の森林利用の方針と植栽樹種は「基本計画」において決定します。

(1) 植栽地の状況や本県の気候風土に適した樹種を選定します。

(2) 苗木のスクールステイなど、苗木づくりの段階から多くの県民に参加していただきます。

2 お手植え・お手播き

式典会場において、天皇・皇后両陛下に、お手植え、お手播きを賜ります。

(1) 樹種は、福島県の自然条件にあった在来の樹種の内、県民に親しみのあるものを選定します。

(2) お手植えされた記念樹は、第69回全国植樹祭の開催を記念し、豊かな森林づくりのシンボルとして大切に育てていきます。

(3) お手播きされた種子から養成した苗木は、福島県が育て、県内の公共施設などに「記念樹」として配布します。

3 記念植樹

参加者の植樹樹種は、各会場の特性に沿って選定し、県内外の参加者は、1人複数本を植栽していただきます。なお、詳細については、「基本計画」の中で検討します。



天皇陛下 お手植え
(平成26年第65回全国植樹祭 新潟県提供)



天皇皇后両陛下のお手播き
郡山市 福島県林業試験場にて
(昭和45年第21回全国植樹祭)

第5章 会場整備等

1 基本的な考え方

会場整備等については次の事項を基本とし、「基本計画」などにおいて具体的なレイアウトの検討を行います。

- (1) 会場の整備に当たっては、全国植樹祭の開催理念を考慮し、自然環境に負荷を与えないよう、また経費節減を図ることを基本に整備します。
- (2) 会場に設置する構造物等には、県産材をできる限り使用します。
- (3) 安全性や機能性を考慮するとともに、高齢者や障がい者に対しきめ細かく配慮します。

2 会場整備

- (1) 会場レイアウトや構築物等については、開催理念等にふさわしいものとし、詳細は「基本計画」の中で検討します。
- (2) 荒天により、式典会場での行事が困難となった場合は、近隣に確保できる屋内施設を使用し対応します。

3 交通・宿泊等

(1) 招待者の交通・宿泊

ア 式典前日の宿泊参加者（主に県外招待者）は、第69回全国植樹祭福島県実行委員会が指定する県内の施設に宿泊することを原則とします。

イ 式典当日は、宿泊参加者は宿泊施設から、県内招待者などの当日参加者は県内各地に指定される集合地から、原則として当該実行委員会が手配するバスにより式典会場などに移動することとします。

ウ 宿泊施設の収容人員、宿泊料金、道路交通事情、送迎体制、式典終了後の視察ルートを一元的に勘案し、復興に取り組む姿などを紹介するとともに、無理のない宿泊・輸送体制を整えます。

エ 参加者の安全で円滑な輸送を図るため、運行ルート、輸送スケジュール及び必要な交通規制などについて、関係者で綿密な打ち合わせを行うとともに、添乗員の配置・案内により快適な輸送体制を整えます。

(2) その他

ア 会場周辺及びアクセス道路沿線の安全を確保し、警備に万全を期します。

イ 会場へのアクセス道路沿線については、関係市町村や、県民の皆様の協力の下で美化に努めるとともに、参加者を歓迎します。

第6章 記念事業等

1 基本的な考え方

記念事業・広報活動などは次の事項を基本とし、第69回全国植樹祭の開催気運を醸成し、福島県の森林や身近な緑の大切さを県民に啓発するとともに、大会終了後にも県民がこの大会の開催意義を継承し、引き続き主体的に県民が森林づくり活動や緑化活動に広く参加できるように記念事業等を実施します。

2 記念事業

全国植樹祭の目的を達成するため、第69回全国植樹祭福島県実行委員会などが実施します。

具体的な内容については、「基本計画」を策定する中で検討していきます。

- (1) 開催前年のプレ植樹祭や緑化イベントなど
- (2) 県民参加運動(苗木のスクールステイ、森林ボランティアや緑の少年団活動の支援など)
- (3) 記念誌及び記録映像の作成、記念切手の発行など

3 関連事業

全国植樹祭の併催行事として開催される全国林業後継者大会⁵や全国植樹祭の関連事業としてふさわしい行事などを行います。その会場は、主催団体と互いに連携して設けます。

4 広報活動

全国植樹祭の開催理念や事業の展開について、広く普及・浸透を図るために、第69回全国植樹祭福島県実行委員会などが実施します。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等の多様な媒体を活用した広報活動を実施します。
- (2) 全国植樹祭専用ホームページを開設するなど各種イベントや森林づくり活動の情報を適時発信します。

⁵ 全国林業後継者大会：全国の林業者が一堂に会し、森林（もり）づくりの重要性や林業の担い手としての役割について意見を交わすことを目的に、昭和45年より、全国植樹祭の併催行事として開催されている。

第7章 運営方針等

1 基本的な考え方

第69回全国植樹祭は、県民主体・県民参加による全国植樹祭を実現するとともに、県内外の招待者を福島県らしいおもてなしでお迎えし、開催の意義や理念を広く発信する場とします。

また、全国植樹祭の運営には、関係市町村、林業関係団体、経済団体、NPO、ボランティア団体などの協力が不可欠であることから、各団体の意向を踏まえ、連携・協力を図ります。

2 実施組織

第69回全国植樹祭の開催に向けて、第69回全国植樹祭福島県実行委員会や実施本部などを設置します。

(1) 第69回全国植樹祭福島県実行委員会（仮称）（平成27年度（2015年度）設置予定）

- 構成 会長：知事
委員：県内主要機関・団体の代表等
- 目的 基本計画、実施計画の策定など総合的な企画運営

(2) 第69回全国植樹祭福島県実施本部（仮称）（平成29年度（2017年度）設置予定）

- 構成 本部長：知事
本部員：県職員、地元市職員、関係機関職員、関係者等
- 目的 全国植樹祭の円滑な運営の実施

3 開催準備スケジュール

年度 項目	平成26年度 (開催4年前)	平成27年度 (開催3年前)	平成28年度 (開催2年前)	平成29年度 (開催1年前)	平成30年度 (春季)
決定事項	基本構想 ■ 開催理念 ■ 開催候補地 ■ 開催規模等	基本計画 ■ 式典演出構想 ■ 会場整備計画 ■ 植樹・広報計画	実施計画 ■ 式典演出等計画 ■ 宿泊輸送等計画	運営マニュアル	■ 植樹祭開催
国土緑化推進機構		開催決定 (理事会) 開催地決定 (現地調査)	基本計画承認 (特別委員会)	開催日決定 実施計画承認 (特別委員会)	第六十九回全国植樹祭開催
実施組織	■ 基本構想策定 準備委員会	■ テーマ選定 ■ シンボルマーク選定 ■ 基本計画策定 実行委員会	■ 実施計画策定	■ 運営マニュアル作成 実施本部	

1 参考資料

2 全国植樹祭福島県準備委員会名簿

区分	氏名	所属	役職名	備考
学識者 (2名)	菊池 壮蔵	福島大学経済経営学類教授	大学教授	(副委員長)
	谷本 丈夫	宇都宮大学名誉教授、NPO法人日本樹木育成研究会理事	大学名誉教授	
林業関係団体 (10名)	齋藤 卓夫	(公社)福島県森林・林業・緑化協会会長	会長	
	宍戸 裕幸	福島県森林組合連合会	代表理事専務	
	宗形 芳明	福島県木材協同組合連合会	専務理事	
	渡辺 卓治	福島県農林種苗農業協同組合	専務理事	
	飯束 昭三	(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	理事長	
	渡邊 一夫	福島県林研グループ連絡協議会	会長	
	緑川 平寿	福島県指導林家連絡協議会	会長	
	斎藤美津子	NPO法人福島県もりの案内人の会 広報部長	広報部長	
	木田 都城子	福島県樹木医会	理事	
	鈴木 裕子	農林業、森林づくり検討委員会委員	委員	
各種団体等 (13名)	安部 光世	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	事務局長	
	田崎 由子	福島県消費者団体連絡協議会	事務局長	
	佐藤 精寿	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合	事務局長	
	石井 浩	福島県商工会議所連合会	常任幹事	
	服部 淳子	福島県商工会女性部連合会	会長	
	鈴木 文男	(公財)福島県観光物産交流協会	常務理事 兼事務局長	
	菅野 秀夫	全国農業協同組合連合会福島県本部	管理部長	
	川上 雅則	福島県農業協同組合中央会	常務理事	
	渡辺 浩明	福島県漁業協同組合連合会	参事兼指導部長	
	佐川 泉	福島県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長	
	高木 明義	(一社)福島県建設産業団体連合会	副会長	
	林 博行	(公財)福島県都市公園・緑化協会	常務理事 兼事務局長	
	酒井 美代子	福島県建築士会女性委員会	副委員長	
市町村 (3名)	小松 信之	福島県市長会	常務理事 兼事務局長	
	安田 清敏	福島県町村会	事務局長	
	江口 哲郎	南相馬市役所	副市長	
県 (8名)	畠 利行	農林水産部	部長	(委員長)
	阿部 雅人	知事公室広報課	課長	
	佐藤 弘美	文化スポーツ局文化振興課	課長	
	武田 和也	生活環境部自然保護課	課長	
	島田 淳	観光交流局観光交流課	課長	
	鈴木 良治	土木部土木企画課	課長	
	飯村 新市	教育庁義務教育課	課長	
	柴田 泰弘	警察本部警備部警備課	課長	
計	36名			

1 全国植樹祭福島県準備委員会幹事会名簿

2 区分	氏名	所属	役職名	備考
3 林業関係団体 4 等 (1名)	渡邊 裕樹	(公社)福島県森林・林業・緑化協会	常務理事兼局長	
5 県	鈴木 明	農林水産部森林保全課	課長	(幹事長)
6 (12名)	吾妻 嘉博	知事公室広報課	主幹兼副課長	
7	鈴木 秀明	文化スポーツ局文化振興課	主幹	
8	酒井 浩	生活環境部自然保護課	主幹	
9	橋本 公一	観光交流局観光交流課	総括主幹 兼副課長	
10	11 宍戸 哲也	土木部	企画主幹	
12	13 菊池 篤志	教育庁義務教育課	主幹	
14	15 上榎 治男	農林水産部農林総務課	主幹	
16	17 松本 雅昭	農林水産部	企画主幹	
18	19 渡部 茂	農林水産部森林計画課	主幹	
20	21 前田 洋	農林水産部森林整備課	副課長 兼主任主査	
22	23 渡部 正明	農林水産部林業振興課	主幹 兼副課長	
24 計	25 13名			

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25



◆お問い合わせ先◆

福島県 農林水産部 森林保全課

(電話番号) 024-521-7441 (FAX 番号) 024-521-7947

(電子メール) shinrinhozen@pref.fukushima.lg.jp

(住所) 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎6階)